東京大学医学部附属病院実習・見学における機密保持ガイドライン

- 1. 当院での実習・見学者は、下記に定める情報の取り扱いに十分配慮するとともに、個人情報保護法等の関連法規、院内諸規則、東京大学諸規則を遵守しなければならない。
 - ① 患者、来院者、教職員個人に関する全ての情報
 - ② 実習・見学中に機密保持を条件として開示した情報
 - ③ その他実習・見学中に知りえた当院に関する情報
- 2. 特に、手術中の患者のプライバシー保護を厳守するため、手術部部外者が手術室(見学廊下を含む)を利用する際には、前日までに、入室を依頼する部署の責任者が「部外者/入部申請書」に必要事項を記入し、原則入部予定日前日(前日が休日の場合はその前日)までに手術部受付に提出し、手術部の許可を得なければならない。
- 3. 実習・見学を実施する部門の担当者は、以上の機密保持ガイドラインを、実習・見学を行う学生(来院者)に対して周知徹底するとともに遵守させなければならない。

実習・見学遵守事項

当院での実習・見学者は、下記に定める事項を遵守しなければならない。

また、実習・見学を実施する部門の担当者は、実習・見学を行う学生(来院者)に対して下記に定める事項を周知徹底するとともに遵守させなければならない。

- ①□ 実習・見学は研究又は教育に関するものであること。特に、営利目的でないこと。
- ②□患者、来院者、教職員のプライバシーを侵害したり、心理的影響を及ぼしたり するような行為は行なわないこと。
- ③□実習・見学を理由に診療環境を損なわないこと。(診療の妨げとなる行為、通行の遮断等)
- ④口許可なく写真撮影・VTR 撮影等は行わないこと
- ⑤□実習・見学者数等に変更が生じた場合には必ず事前に連絡をすること。
- ⑥□その他、院内関係者の指示に従うこと。

以上を遵守しない場合、実習・見学を中止し院外へ退去いただくことがあります。 万一、実習・見学で知り得た情報を漏洩した場合、法的措置を含めた対応をします。

> 以上のことを遵守します。 平成 年 月 日 氏名